

麻薬小売業者間譲渡許可の手引き

兵庫県薬務課

【目次】

第 1	麻薬小売業者間譲渡許可の概要	．．． P1
第 2	麻薬小売業者間譲渡許可について	．．． P1
第 3	麻薬小売業者間譲渡許可申請について	．．． P2
第 4	麻薬小売業者間譲渡許可変更届について	．．． P3
第 5	麻薬小売業者間譲渡許可追加届について	．．． P4
第 6	麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請について	．．． P5
第 7	麻薬小売業者間譲渡許可書返納届について	．．． P6
第 8	遵守事項について	．．． P7

第1 麻薬小売業者間譲渡許可の概要

がん疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足分により、急な麻薬処方せんに対応できない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを平成19年から可能としてきたところです。

今回、薬局において医療用麻薬が適切かつ円滑に患者に提供されることを目的として、令和4年4月1日から、新たに麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定条件の下、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することが可能となりました。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を麻薬卸売業者から購入し、備蓄すべきであり、この基本的な考え方は今般の改正によって変わるものではありません。

第2 麻薬小売業者間譲渡許可について

2以上の麻薬小売業者は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬小売業者間譲渡許可を申請することができます。

- 1 共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき。
- 2※ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき。
- 3 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること。

※ 次のことに注意してください。

- ① 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬を麻薬処方せんに基づいて患者に麻薬を譲渡した場合、又は上記1の理由で譲渡した場合、90日の起算日は患者に麻薬を譲渡した日、又は上記1の理由で譲渡した日になります。
- ② 上記2に基づいて、麻薬を譲渡する場合、同日に複数の許可業者に譲渡することはできません。
- ③ 上記2に基づいて、A薬局がB薬局に麻薬を譲渡した場合、B薬局はA薬局から譲り受けた麻薬を上記2に基づいて他の麻薬小売業者に譲渡することはできません（上記1に基づく場合は可）。

第3 麻薬小売業者間譲渡許可申請について

1 提出書類

- (1) 麻薬小売業者間譲渡許可申請書
正本：1部 副本：申請する麻薬小売業者の数
- (2) 別紙様式1（共同申請する麻薬小売業者全てを申請書に記載できない場合）
正本：1部 副本：申請する麻薬小売業者の数
- (3) 共同申請する麻薬小売業者間の距離と時間が分かる資料（同一市町内の麻薬小売業者のみで申請する場合は不要）
- (4) 許可書返送用の封筒（レターパックプラス又はレターパックライトで返送先を記載してください）

2 申請書等の作成の留意事項

- (1) 麻薬業務所の所在地及び名称、申請者の住所及び氏名はお持ちの麻薬小売業者免許のとおり記載してください。
- (2) 共同申請に係る麻薬小売業者を代表する者（以下「代表者」と言う。）の記載は任意ですが、できる限り記載をするようにお願いします。
また、代表者が開設する麻薬業務所を申請書の①に記載してください。
- (3) 業務所・申請者の欄に余白ができる場合は斜線を引いてください。

3 申請方法

下記宛てに郵送で送付してください。

【提出先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
兵庫県保健医療部薬務課 薬務対策・捜査班 宛

4 許可の基準

- (1) 許可を受けようとする全ての麻薬業務所が、麻薬小売業者間譲渡許可を受けていないこと。
- (2) 許可を受けようとする各麻薬業務所間の移動時間が往復1時間以内であること（同一市町内は除く）。

第4 麻薬小売業者間譲渡許可変更届について

1 本届が必要な場合（速やかに届出する必要があります）

- (1) 許可業者の一部が、麻薬小売業者の業務を廃止したとき。
- (2) 許可業者の一部が、麻薬を譲渡しないこととしたとき。
- (3) 許可業者の一部の申請者住所、氏名（法人の場合は所在地、名称）又は薬局の名称が変わったとき。
- (4) 代表者を変更したとき。

2 提出書類

- (1) 麻薬小売業者間譲渡許可変更届
正本：1部 副本：許可を受けている麻薬小売業者の数
- (2) 別紙様式2（許可を受けている麻薬小売業者全てを申請書に記載できない場合に限る）
正本：1部 副本：許可を受けている麻薬小売業者の数
- (3) 現有する全ての麻薬小売業者間譲渡許可書（原本）
- (4) 許可書返送用の封筒（レターパックプラス又はレターパックライトで返送先を記載してください）

3 届出等の留意事項

- (1) 許可を受けている全ての麻薬小売業者共同で届出を行う必要があります。
ただし、麻薬小売業者間譲渡許可申請時等に代表者を設置した場合は、代表者のみで届け出を行うことができます。
- (2) 代表者のみで届け出する場合は、あらかじめ他の麻薬小売業者から同意を得てください。また、変更届の同意欄にチェックを入れて提出してください。
- (3) 代表者のみで届け出する場合でも、提出する書類の数は変わりません。

4 届出方法

下記宛てに郵送で送付してください。

【提出先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
兵庫県保健医療部薬務課 薬務対策・捜査班 宛

第5 麻薬小売業者間譲渡許可追加届について

麻薬小売業者間譲渡許可を取得したグループに別の麻薬小売業者を追加する場合は、事前に届出をする必要があります。

1 提出書類

(1) 麻薬小売業者間譲渡許可追加届

正本：1部 副本：許可業者及び追加しようとする麻薬小売業者の数

(2) 別紙様式2（許可を受けている麻薬小売業者全てを記載できない場合に限る）

正本：1部 副本：許可業者及び追加しようとする麻薬小売業者の数

(3) 現有する全ての麻薬小売業者間譲渡許可書（原本）

(4) 許可書返送用の封筒（レターパックプラス又はレターパックライトで返送先を記載してください）

3 届出等の留意事項

(1) 許可を受けている全ての麻薬小売業者共同で届出を行う必要があります。

ただし、麻薬小売業者間譲渡許可申請時等に代表者を設置した場合は、代表者及び追加する麻薬小売業者のみで届出を行うことができます。

(2) 代表者及び追加する麻薬小売業者のみで届け出する場合は、あらかじめ他の麻薬小売業者から同意を得てください。また、変更届の同意欄にチェックを入れて提出してください。

(3) 代表者及び追加する麻薬小売業者のみで届け出する場合でも、提出する書類の数は変わりません。

4 届出方法

下記宛てに郵送で送付してください。

【提出先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県保健医療部薬務課 薬務対策・捜査班 宛

第6 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請について

麻薬小売業者間譲渡許可書をなくしてしまったとき、き損してしまったときは、再交付申請をすることができます。

1 提出書類

- (1) 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書
正本：1部 副本：1部
- (2) 麻薬小売業者間譲渡許可書（き損の場合に限る）
- (3) 許可書返送用の封筒（レターパックプラス又はレターパックライトで返送先を記載してください）

2 申請等の留意事項

許可書の再交付後、なくした許可書を発見したときは、発見した許可書を「麻薬小売業者間譲渡許可書返納届」により、返納してください。

3 申請方法

下記宛てに郵送で送付してください。

【提出先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
兵庫県保健医療部薬務課 薬務対策・捜査班 宛

第7 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届について

1 本届が必要な場合（速やかに届出する必要があります）

- (1) 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた全ての麻薬小売業者が麻薬を譲渡しないこととしたとき。
- (2) 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた全ての麻薬小売業者の免許を失ったとき。
- (3) 許可書の再交付を受けた後、なくした許可書を発見したとき

2 提出書類

(1) 上記1 (1) (2)の場合

ア 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

正本：1部

イ 別紙様式2（許可を受けている麻薬小売業者全てを記載できない場合に限る）

正本：1部

ウ 現有する全ての麻薬小売業者間譲渡許可書（原本）

エ 許可書返送用の封筒（レターパックプラス又はレターパックライトで返送先を記載してください）

(2) 上記(3)の場合

ア 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

正本：1部

イ 発見した麻薬小売業者間譲渡許可書（原本）

3 申請等の留意事項

- (1) 「返納の事由」欄には、「譲渡しないこととした年月日」も記載してください。
- (2) 上記1 (1) (2)の場合、薬務課で許可書に許可が無効である旨を記載し、許可書を返送しますので、許可書に記載された有効期間の期始日から5年間は返送した許可書を保管してください。

4 申請方法

下記宛てに郵送で送付してください。

【提出先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県保健医療部薬務課 薬務対策・捜査班 宛

第8 遵守事項について

麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、次のことを遵守してください。

- 1 許可書は許可を受けた日から5年間保存すること。
- 2 許可書に記載された条件を遵守すること。
- 3 小売業者間譲渡を行う麻薬は、証紙による封が施されていなくてもかまわないこと。
- 4 小売業者間譲渡・譲受を行った麻薬の品名、数量等についても麻薬帳簿に必ず記載すること。
- 5 小売業者間譲渡により譲り受けた麻薬については、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管する等、識別ができる状態にすること。
- 6 許可業者は、他の許可業者と有効期限切れの麻薬を譲渡・譲受する等、本制度の趣旨に沿わない譲渡・譲渡を行わないこと。
- 7 小売業者間譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量についても、麻薬年間届で報告する必要があること。
- 8 麻薬の譲渡・譲受を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所とすること。
- 9 麻薬の運搬については、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行うこととし、配送業者や麻薬卸売業者等が行うことのないようにすること。
- 10 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を確認すること。
- 11 麻薬の交付時まで破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出すること。
- 12 本許可が失効する際は、兵庫県薬務課から連絡は一切しないので、継続して本許可を希望する場合は、失効する1か月前（12月1日）までに、共同して「第3 麻薬小売業者間譲渡許可申請について」のとおり許可申請を行うこと。

その際、備考欄に許可希望日を記載すること（記載例：令和〇〇年1月1日付け希望）。